

第3節 除害施設

下水道は、生活環境を改善するだけでなく、公共用水域の水質保全のためにも必要不可欠な施設であり、公共下水道からの放流水の水質管理が適正に行われなければなりません。そのためには、水再生センター等施設の運転管理を的確に行うとともに、公共下水道に排除される工場等からの排水に対しては除害施設設置などの規制・指導が必要となります。

工場又は事業場等からは、さまざまな排水が排出されます。工場からは、製造の過程で不要となった廃水や洗浄水が排出され、このなかには、原料、中間生成物、製品の一部等が含まれています。また、工場のほかに畜産業、洗濯業、病院等の事業場からも各種の廃水が発生します。したがって、廃水の水質は業種、規模によって多種多様です。法では、悪質な下水に対して水質の規制を行っており、下水排除基準に適合するようあらかじめ処理等を行ったうえで下水道施設に排除しなければならないとしています。

このような処理施設は、汚水の処理施設と除害施設とに区分されます。汚水の処理施設は、特定事業場のうち、直罰規制を受ける事業場から排出される廃水を処理する施設です。

一方、除害施設は、特定事業場以外の事業場に設置されるか、特定事業場にあつて、直罰規制を受けない事業場から排出される廃水を処理するための施設です。いずれも処理するための施設という点では同じであるので、これらの施設を総称して「除害施設」といいます。

また、大学や病院等から排出されるおそれのある放射性物質は、原子力基本法及び関係法令によって規制が行われ、法による水質規制の対象となっておりません。扱いについては、関係部局と協議のうえ定める必要があります。

ここでは、法令による水質規制の概要等の基本的な考え方について述べます。詳細については、環境創造局水・土壌環境課と打ち合わせしてください。

1 水質規制と除害施設の設置等

下水道法では、次にあげる下水を排除して公共下水道を使用する者に対して、排除を制限し、あるいは除害施設の設置を義務づけています。

- (1) 下水道施設の機能を妨げ又は施設を損傷するおそれのある下水
- (2) 公共下水道からの放流水の水質を法第8条に規定する技術上の基準に適合させることが困難な下水

【解説】

(1) について

管きょ等下水道施設の機能を妨げ又は施設を損傷するおそれのあるような水質の下水に対しては、処理区域の内外の別なく全ての公共下水道に対して適用されます。

規制される項目は、温度、水素イオン濃度、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉍

油類含有量及び動植物油脂類含有量)及び沃素消費量の4項目で、条例で定める基準を超えるものについては除害施設の設置を義務付けています。

〈法第12条、施行令第9条、条例第6条〉

(2) について

(1)の機能保全のための除害施設と異なり、水再生センターを設置している公共下水道に下水を排除している場合は、次の基準が適用されます。

ア 特定事業場からの下水の排除の制限(直罰基準)

特定事業場(水質汚濁防止法に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設を設置する工場・事業場、資料1参照)から一定の基準に適合しない下水を排除することを禁止したもので、この規定に違反すると、故意、過失を問わず罰則の適用(直罰規制)を受けます。(資料2参照)

そのため、メッキ業、表面処理業及び試験研究機関等の特定事業場の工程系排水システムからの排水を監視するために、公道上に「工場排水監視ます」を環境創造局で設置することになっています。(資料3参照)

(ア) 水再生センターで処理することが困難な物質(カドミウム、シアン等の有害物質及び銅、亜鉛等の生活環境項目の33項目)については施行令で一律に基準が定められています。

なお、銅、亜鉛等の生活環境項目のうち、50 m³/日未満の排水については適用が除外されています。(項目によっては上乗せ条例の適用で規制値が異なる場合があります。)

(イ) その他の項目{生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質(S S)等7項目}については、施行令に定める基準の範囲内で公共下水道管理者が独自の条例でその基準を定めています。

{横浜市では、BOD、S S、ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量、動植物油脂類含有量)について2,000 m³/日以上のものに適用}

〈法第12条の2、施行令第9条の4及び第9条の5、条例第8条の2〉

イ 除害施設の設置等(除害施設基準)

前述アの排除禁止の適用を受けない下水についても、条例で除害施設の設置を義務づけています。除害施設の設置を義務づけできる下水は、次に掲げる下水で、水質基準は、条例第6条で定められていますが、その内容は(資料2)のとおりです。

(ア) 特定事業場以外の工場等から排除される下水

(イ) 特定事業場から排除される下水で直罰基準の適用を受けないもの。

〈法第12条の11、施行令第9条の10及び第9条の11、条例第6条〉

2 下水道法に基づく届出等

下水道法では、特定施設を設置する工場又は事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者に、事前に特定施設の設置等の届出を義務付けています。

【解説】

公共下水道を使用する者が、特定施設を設置又は変更しようとするとき、特定施設の種類、構造、汚水の処理方法等を公共下水道管理者に届出を提出させ、計画の内容を事前に審査します。

届出を提出したらすぐに特定施設等の設置工事に着手できるものではなく、届出を受理されてから60日間は工事はできません。この期間を審査期間とみなし、「実施の制限」といいます。(ただし、実施制限期間の短縮あり。)又、提出された計画では悪質下水が適正に処理され、排出することが出来ないと判断したときは提出された計画を変更、又は届け出た計画の廃止を命ずることができます。これを「計画変更命令」といいます。

〈法第12条の3及び第12条の4及び第12条の5及び第12条の6〉

〈下水道法及び水質汚濁防止法との関係〉

下水道法及び水質汚濁防止法は、ともに特定施設を設置する工場・事業場(特定事業場)を対象にして排出規制を行っています。

下水道法が適用される区域は処理区域内の特定事業場で、環境創造局水・土壌環境課下水道担当が届出や規制指導を行います。

また、水質汚濁防止法が適用される区域は処理区域外と分流式下水道区域内の特定事業場で、環境創造局水・土壌環境課水質規制担当が届出や規制指導を行います。指導等が重複しないように役割分担しています。

なお、下水道法は、水質規制だけでなく、下水道施設の機能保全の面からも規制を行い、また、水質汚濁防止法は、有害物質の地下浸透についても規制しています。

3 下水道法に基づく改善命令及び罰則等

(1) 改善命令等

(2) 罰則等

【解説】

(1) について

公共下水道管理者は、特定事業場にあつては排除される下水の水質が排除禁止の基準に適合しないおそれがあると認めるときは、改善命令、特定事業場以外の事業場にあつては法又は条例の規定に違反したとき、監督処分を出すことができるとされています。

〈法第37条の2、法第38条〉

(2) について

前述 2 の計画変更命令及び前述 3 (1) の改善命令等に違反した場合は、1 年以下の懲役または 100 万以下の罰金に処せられ、前述 1(2) の特定事業場からの下水の排除の制限に違反した場合は、6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられます。

〈法第 46 条、法第 46 条の 2〉

4 除害施設等の適正な管理

除害施設又は特定施設からの汚水の処理施設（以下「除害施設」という。）が設置されたのち、当該除害施設等は適正に管理されなければなりません。そのため、下水道条例では、除害施設の設置者に、次のような義務を定めています。

- (1) 除害施設等管理責任者の選任
- (2) 除害施設等管理責任者の業務
- (3) 除害施設等管理責任者の資格等
- (4) 水質の測定義務

【解説】

(1) について

除害施設等の設置者は、当該除害施設等を設置した日から 14 日以内に除害施設等管理責任者を選任し、選任した日から 7 日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(2) について

除害施設等管理責任者の業務は、次の項目です。

- ア 除害施設等の操作及び維持に関すること。
- イ 除害施設等から排出する排出水の水質の測定及び記録に関すること。
- ウ 除害施設等の破損その他の事故が発生した場合の措置に関すること。
- エ 除害施設等に係る汚水を排出する施設の使用の方法その他管理に関すること。

(3) について

- ア 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第 7 条に規定する公害防止管理者（水質関係第 1 種又は第 2 種の有資格者に限る。）の資格その他市長が適当と認めた資格を有すること。
- イ 市長が行う除害施設等の管理に関する講習その他市長が適当と認めた講習の課程を修了したこと。

(4) について

除害施設の設置者に対し適正に除害施設等を維持管理させるために定期的に水質を測定することを義務付け、その記録を 5 年間保存させることになっています。

〈法第 12 条の 12、条例第 11 条、規則第 16 条の 2〉

法第 12 条の 12 の「水質測定義務等」は、水質汚濁防止法上の特定施設の設置者に対して義務を課しているもので、条例上の水質測定義務は、特定施設の設置の有無に関係なく、除害施設等を設置した者に対し、適用されるものです。

資料 1 特定施設一覧表(1)「水質汚濁防止法施行令 別表第 1」関連

1	鉱業又は水洗炭業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 選鉱施設 (ロ) 選炭施設 (ハ) 坑水中和沈でん施設 (ニ) 掘さく用の泥水分離施設
1 の 2	畜産農業又はサービス業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 豚房施設 (豚房の総面積が 50 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) (ロ) 牛房施設 (牛房の総面積が 200 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) (ハ) 馬房施設 (馬房の総面積が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
2	畜産食料品製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (洗びん施設を含む。) (ハ) 湯煮施設
3	水産食料品製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 水産動物原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 脱水施設 (ニ) ろ過施設 (ホ) 湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業 の用に供する施設であって次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 圧搾施設 (ニ) 湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 湯煮施設 (ニ) 濃縮施設 (ホ) 精製施設 (ヘ) ろ過施設
6	小麦粉製造業 の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (流送施設を含む。) (ハ) ろ過施設 (ニ) 分離施設 (ホ) 精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業 の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業 の用に供する洗米機
10	飲料製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (洗びん施設を含む。) (ハ) 搾汁施設 (ニ) ろ過施設 (ホ) 湯煮施設 (ヘ) 蒸りゅう施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 圧搾施設 (ニ) 真空濃縮施設 (ホ) 水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 圧搾施設 (ニ) 分離施設
13	イースト製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 分離施設

14	でん粉又は化工でん粉の製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料浸せき施設 (ロ) 洗浄施設 (流送施設を含む。) (ハ) 分離施設 (ニ) 洗だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業 の用に供する施設にあつて、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) 精製施設
16	めん類製造業 の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業 の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業 の用に供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業 の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 湯煮施設 (ハ) 洗浄施設
18の3	たばこ製造業 の用に供する施設にあつて、次に掲げるもの (イ) 水洗式脱臭施設 (ロ) 洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業 の用に供する施設にあつて、次に掲げるもの (イ) まゆ湯煮施設 (ロ) 副蚕処理施設 (ハ) 原料浸せき施設 (ニ) 精練機及び精練そう (ホ) シルケット機 (ヘ) 漂白機及び漂白そう (ト) 染色施設 (チ) 薬液浸透施設 (リ) のり抜き施設
20	洗毛業 の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) 洗毛施設 (ロ) 洗化炭施設
21	科学繊維製造業 の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) 温式紡糸施設 (ロ) リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 (ハ) 原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業 の用に供する湿式バーカー
21の3	合板製造業 の用に供する接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業 の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) 湿式バーカー (ロ) 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業 の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) 湿式バーカー (ロ) 薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業 の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) 原料浸せき施設 (ロ) 湿式バーカー (ハ) 碎木機 (ニ) 蒸解施設 (ホ) 蒸解廃液濃縮施設 (ヘ) チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 (ト) 漂白施設 (チ) 抄紙施設 (抄造施設を含む。) (リ) セロハン製膜施設 (ヌ) 湿式繊維板成型施設 (ル) 廃ガス洗浄施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業 の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) 自動式フィルム現像洗浄施設 (ロ) 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業 の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) ろ過施設 (ロ) 分離施設 (ハ) 水洗式破碎施設 (ニ) 廃ガス洗浄施設 (ホ) 湿式集じん施設

25	<p>水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であつて次に掲げるもの</p> <p>(イ) 塩水精製施設 (ロ) 電解施設</p>
26	<p>無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 洗浄施設 (ロ) ろ過施設</p> <p>(ハ) カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機</p> <p>(ニ) 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 (ホ) 廃ガス洗浄施設</p>
27	<p>前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて次に掲げるもの</p> <p>(イ) ろ過施設 (ロ) 遠心分離機</p> <p>(ハ) 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設</p> <p>(ニ) 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設</p> <p>(ホ) 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設</p> <p>(ヘ) 青酸製造施設のうち、反応施設</p> <p>(ト) よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設</p> <p>(チ) 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設</p> <p>(リ) バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設</p> <p>(ヌ) 廃ガス洗浄施設 (ル) 湿式集じん施設</p>
28	<p>カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 湿式アセチレンガス発生施設</p> <p>(ロ) さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゅう施設</p> <p>(ハ) ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゅう施設</p> <p>(ニ) アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゅう施設</p> <p>(ホ) 塩化ビニルモノマー洗浄施設 (ヘ) クロロブレンモノマー洗浄施設</p>
29	<p>コールタール製品製造業の用に供する施設にあつて、次に掲げるもの</p> <p>(イ) ベンゼン類硫酸洗浄施設 (ロ) 静置分離器</p> <p>(ハ) タール酸ソーダ硫酸分解施設</p>
30	<p>発酵工業 (第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。) の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 原料処理施設 (ロ) 蒸りゅう施設 (ハ) 遠心分離機</p> <p>(ニ) ろ過施設</p>
31	<p>メタン誘導製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>(イ) メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゅう施設</p> <p>(ロ) ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設</p> <p>(ハ) フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設</p>
32	<p>有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>(イ) ろ過施設 (ロ) 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設</p> <p>(ハ) 遠心分離機 (ニ) 廃ガス洗浄施設</p>

33	<p>合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 縮合反応施設 (ロ) 水洗施設 (ハ) 遠心分離機 (ニ) 静置分離器</p> <p>(ホ) 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゅう施設</p> <p>(ヘ) ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゅう施設</p> <p>(ト) 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設</p> <p>(チ) ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設</p> <p>(リ) 廃ガス洗浄施設 (ヌ) 湿式集じん施設</p>
34	<p>合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) ろ過施設 (ロ) 脱水施設 (ハ) 水洗施設 (ニ) ラテックス濃縮施設</p> <p>(ホ) スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器</p>
35	<p>有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 蒸りゅう施設 (ロ) 分離施設 (ハ) 廃ガス洗浄施設</p>
36	<p>合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 廃酸分離施設 (ロ) 廃ガス洗浄施設 (ハ) 湿式集じん施設</p>
37	<p>前 6 号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第 51 号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 洗浄施設 (ロ) 分離施設 (ハ) ろ過施設</p> <p>(ニ) アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゅう施設</p> <p>(ホ) アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゅう施設</p> <p>(ヘ) アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設</p> <p>(ト) イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゅう施設及び硫酸濃縮施設</p> <p>(チ) エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゅう施設及び濃縮施設</p> <p>(リ) 2-エチルヘキシルアルコール及びイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゅう施設</p> <p>(ヌ) シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設</p> <p>(ル) トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設</p> <p>(ヲ) ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゅう施設</p> <p>(ワ) プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器</p> <p>(カ) メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設</p> <p>(ヨ) メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設</p> <p>(タ) 廃ガス洗浄施設</p>

38	石けん製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料精製施設 (ロ) 塩析施設
39	硬化油製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 脱酸施設 (ロ) 脱臭施設
40	脂肪酸製造業 の用に供する蒸りゅう施設
41	香料製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 洗浄施設 (ロ) 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 石灰づけ施設 (ハ) 洗浄施設
43	写真感光材料製造業 の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 脱水施設
45	木材化学工業 の用に供するフルフラーン蒸りゅう施設
46	第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 水洗施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 (ニ) 廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 動物原料処理施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) 分離施設 (ニ) 混合施設(第 2 条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。) (ホ) 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業 の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業 の用に供する混合施設
50	第 2 条各号に掲げる物質※を含有する試薬の製造業 の用に供する試薬製造施設 ※水質汚濁防止法施行令第 2 条第 1 号から第 26 号に掲げる各物質
51	石油精製業 (潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 脱塩施設 (ロ) 原油常圧蒸りゅう施設 (ハ) 脱硫施設 (ニ) 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 (ホ) 潤滑油洗浄施設
51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業 (防振ゴム製造業を除く。) 更正タイヤ製造業又はゴム板製造業 の用に供する直接加硫施設
51 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業 の用に供するラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 洗浄施設 (ロ) 石灰づけ施設 (ハ) タンニンづけ施設 (ニ) クロム浴施設 (ホ) 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 研磨洗浄施設 (ロ) 廃ガス洗浄施設

54	セメント製品製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 抄造施設 (ロ) 成型機 (ハ) 水養生施設 (蒸気養生施設を含む。)
55	生コンクリート製造業 の用に供するバッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業 の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業 の用に供する成型施設
58	窯業原料 (うわ薬原料を含む。) の 精製業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 水洗式破碎施設 (ロ) 水洗式分別施設 (ハ) 酸処理施設 (ニ) 脱水施設
59	碎石業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 水洗式破碎施設 (ロ) 水洗式分別施設
60	砂利採取業 の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) タール及びガス液分離施設 (ロ) ガス冷却洗浄施設 (ハ) 圧延施設 (ニ) 焼入れ施設 (ホ) 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 還元そう (ロ) 電解施設 (熔融塩電解施設を除く。) (ハ) 焼入れ施設 (ニ) 水銀精製施設 (ホ) 廃ガス洗浄施設 (ヘ) 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業 (武器製造業を含む。) の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 焼入れ施設 (ロ) 電解式洗浄施設 (ハ) カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 (ニ) 水銀精製施設 (ホ) 廃ガス洗浄施設
63 の 2	空きびん卸売業 の用に供する自動式洗びん施設
63 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業及びコークス製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) タール及びガス液分離施設
64 の 2	水道施設 (水道法 (昭和 32 年法律第 177 号) 第 3 条第 8 項に規定するものをいう。)、 工業用水道施設 (工業用水道事業法 (昭和 33 年法律第 84 号) 第 2 条第 6 項に規定するものをいう。) 又は 自家用工業用水道 (同法第 21 条第 1 項に規定するものをいう。) の 施設 のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの (これらの浄水能力が 1 日当たり 1 万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。) (イ) 沈でん施設 (ロ) ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
66 の 2	旅館業 (旅館業法 (昭和 23 年法律第 138 号) 第 2 条第 1 項に規定するもの (下宿営業を除く。) をいう。) の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) ちゅう房施設 (ロ) 洗たく施設 (ハ) 入浴施設

66 の 3	共同調理場 （学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 5 条の 2 に規定する施設をいう。以下同じ）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」※という。）が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66 の 4	弁当仕出屋又は弁当製造業 の用に供するちゅう房施設（総床面積※が 360 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66 の 5	飲食店 （次号及び第 66 号の 7 に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積※が 420 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66 の 6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店 （次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積※630 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66 の 7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店 で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積※が 1,500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
67	洗たく業 の用に供する洗浄施設
68	写真現像業 の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68 の 2	病院 （医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が 300 以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの （イ）ちゅう房施設 （ロ）洗浄施設 （ハ）入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業 の用に供する解体施設
69 の 2	中央卸売市場 （卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 2 条第 3 項に規定するものをいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。） （イ）卸売場 （ロ）仲卸売場
69 の 3	地方卸売市場 （卸売市場法第 2 条第 4 項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和 46 年政令第 221 号）第 2 条第 2 号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る、これらの総面積が 1,000 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） （イ）卸売場 （ロ）仲卸売場
70	廃油処理施設 （海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 3 条第 14 号に規定するものをいう。）
70 の 2	自動車分解整備事業 （道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 77 条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が 800 平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
71	自動式車両洗浄施設

※総床面積には、ちゅう房、客席、廊下、洗面所、従業員の更衣室、倉庫棟が含まれますが、従業員等の住居、屋内駐車場及び床面積に当たらないガーデン席、テラス席等の屋外客席部分は算入しません。（昭和 63 年 9 月 8 日 環水規第 218 号）

71 の 2	<p>科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令※で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>（イ）洗浄施設 （ロ）焼入れ施設</p> <p>※環境省令で定める事業場とは次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。） 2. 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。） 3. 学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案、若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前2号に該当するものを除く。） 4. 農業、水産又は工業に関する科学を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 5. 保健所 6. 検疫所 7. 動物検疫所 8. 植物防疫所 9. 家畜保健衛生所 10. 検査業に属する事業場 11. 商品検査業に属する事業場 12. 臨床検査業に属する事業場 13. 犯罪鑑識施設
71 の 3	<p>一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定するものをいう。）である焼却施設</p>
71 の 4	<p>産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの</p> <p>（イ）廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第 14 条第 4 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第 14 条の 4 第 4 項ただし書きの規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの</p> <p>（ロ）廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号から第 13 号までに掲げる施設</p>
71 の 5	<p>トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）</p>
71 の 6	<p>トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）</p>
72	<p>し尿処理施設（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化そうを除く。）</p>
73	<p>下水道終末処理施設</p>
74	<p>特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前 2 号に掲げるものを除く。）</p>

特定施設一覧表(2)「ダイオキシン類対策特別措置法施行令 別表第2」関連

平成17年8月15日改正

1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二酸化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）硫酸濃縮施設 （ロ）シクロヘキサン分離施設 （ハ）廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）水洗施設 （ロ）廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）ろ過施設 （ロ）乾燥施設 （ハ）廃ガス洗浄施設
10	2,3-ジクロロ 1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）ろ過施設 （ロ）廃ガス洗浄施設
11	8,18・ジクロロ・5,15・ジエチル・5,15・ジヒドロジインドロ[3,2-b:3',2'-m] トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 （ロ）ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 （ハ）ジオキサジンバイオレット洗浄施設 （ニ）熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの （イ）廃ガス洗浄施設 （ロ）湿式集じん施設
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）精製施設 （ロ）廃ガス洗浄施設 （ハ）湿式集じん施設

14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）ろ過施設 （ロ）精製施設 （ハ）廃ガス洗浄施設
15	別表第1第5号（*1）に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの （イ）廃ガス洗浄機 （ロ）湿式集じん施設
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設（廃PCB等又はPCB処理物の分解施設、PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設）
17	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）プラズマ反応施設 （ロ）廃ガス洗浄施設 （ハ）湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水 （第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）

*1 廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計）が0.5㎡以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50kg以上のもの

資料 2 水質基準一覧表

項 目	直罰基準	除害施設設置基準
カドミウム及びその化合物	0. 1 mg/ℓ以下	0. 1 mg/ℓ以下
シアン化合物	1 mg/ℓ以下	1 mg/ℓ以下
有機燐化合物	0. 2 mg/ℓ以下	0. 2 mg/ℓ以下
鉛及びその化合物	0. 1 mg/ℓ以下	0. 1 mg/ℓ以下
六価クロム化合物	0. 5 mg/ℓ以下	0. 5 mg/ℓ以下
砒素及びその化合物	0. 1 mg/ℓ以下	0. 1 mg/ℓ以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0. 005 mg/ℓ以下	0. 005 mg/ℓ以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0. 003 mg/ℓ以下	0. 003 mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0. 3 mg/ℓ以下	0. 3 mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0. 1 mg/ℓ以下	0. 1 mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0. 2 mg/ℓ以下	0. 2 mg/ℓ以下
四塩化炭素	0. 02 mg/ℓ以下	0. 02 mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0. 04 mg/ℓ以下	0. 04 mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0. 2 mg/ℓ以下	0. 2 mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0. 4 mg/ℓ以下	0. 4 mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/ℓ以下	3 mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0. 06 mg/ℓ以下	0. 06 mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0. 02 mg/ℓ以下	0. 02 mg/ℓ以下
チウラム	0. 06 mg/ℓ以下	0. 06 mg/ℓ以下
シマジン	0. 03 mg/ℓ以下	0. 03 mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0. 2 mg/ℓ以下	0. 2 mg/ℓ以下
ベンゼン	0. 1 mg/ℓ以下	0. 1 mg/ℓ以下
セレン及びその化合物	0. 1 mg/ℓ以下	0. 1 mg/ℓ以下
ほう素及びその化合物	10mg/ℓ【230mg/ℓ(*5)】以下	10mg/ℓ【230mg/ℓ(*5)】以下
ふっ素及びその化合物	8mg/ℓ【15mg/ℓ(*5)】以下	8mg/ℓ【15mg/ℓ(*5)】以下
フェノール類	0. 5 mg/ℓ以下(*1)	0. 5 mg/ℓ以下
銅及びその化合物	1mg/ℓ【3mg/ℓ(*2)】以下(*1)	1mg/ℓ【3mg/ℓ(*3)】以下
亜鉛及びその化合物	1mg/ℓ【3mg/ℓ(*2)】以下(*1)	1mg/ℓ【3mg/ℓ(*3)】以下
鉄及びその化合物(溶解性)	3mg/ℓ【10mg/ℓ(*2)】以下(*1)	3mg/ℓ【10mg/ℓ(*3)】以下
マンガン及びその化合物(溶解性)	1 mg/ℓ以下(*1)	1 mg/ℓ以下
クロム及びその化合物	2 mg/ℓ以下(*1)	2 mg/ℓ以下
ダイオキシン類	10 pg/ℓ以下	10 pg/ℓ以下(*4)
温度		45度未満
水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満(*1)	5を超え9未満
生物学的酸素要求量(BOD)	600 mg/ℓ未満(*6)	600 mg/ℓ未満(*6)
浮遊物質(S.S)	600 mg/ℓ未満(*6)	600 mg/ℓ未満(*6)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5 mg/ℓ以下(*1)	5 mg/ℓ以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油類含有量)	30 mg/ℓ以下(*6)	30 mg/ℓ以下(*6)
沃素消費量		220 mg/ℓ未満(*7)
ニッケル及びその化合物		1 mg/ℓ以下
外 観		受け入れる下水を著しく変化させるような色又は濁度を増加させるような色若しくは濁りがないこと。

(備考)

- * 1 1日あたりの平均的な排水量が50m³以上の特定事業場に適用する。無印は排水量に係らず適用する。
- * 2 この【】内の水質基準は、既設水再生センターに排除する特定事業場及び新設水再生センターに排除する既設特定事業場(昭和46年11月1日より前に設置した特定事業場)に適用する。
(注) 既設水再生センター: 中部、南部、北部第一、栄第二、港北
新設水再生センター: 都筑、神奈川、金沢、西部、北部第二、栄第一
- * 3 この【】内の水質基準は、既設水再生センター(同上)に排除する事業場に適用する。
- * 4 ダイオキシン類の水質排水基準が定められている水再生センターは25ページ参照。
- * 5 この【】内の水質基準は、海域を放流先とする水再生センターに排除する事業場に適用する。
(注) 海域を放流先とする水再生センター: 北部第二、中部、南部
海域以外を放流先とする水再生センター: 北部第一、港北、都筑、神奈川、金沢、栄第一、栄第二、西部
- * 6 1日あたりの平均的な排水量が2,000m³以上の事業場に適用する。
- * 7 1日あたりの平均的な排水量が50m³以上の事業場に適用する。

資料3

工場排水の監視を行う公共ます等の設置工事取扱要領（抜粋）

1 趣旨

この要領は、工場排水の監視を行う公共ます（以下「監視ます」という。）、取付管及び接続ますの設置に関する費用負担及び施工の運用等について定め、適正な取扱事務の運営を図ることを目的とする。

2 監視ますを設置する事業場の範囲

水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場及び事業場（以下「事業場」という。）のうち、シアンや六価クロムなどの有害物質を使用するメッキ業、研究施設等や1日当たりの排水量が50立方メートル以上の金属表面処理業等、直罰制度が適用される事業場を対象とする。

3 適用工事

- (1) 既設の公共下水道に接続する監視ます等を設置する工事。
- (2) 今後整備される公共下水道に接続する監視ます等を設置する工事。

4 監視ますの設置場所

監視ますの設置場所は、道路等の官民境界線の官有地側とする。

5 監視ますの構造及び表示

監視ますの構造は、原則として、工場排水監視ますタイプ1～3（図1～3）とし、内面に防食被覆を行う。蓋は、公道上等に設置するため従来の公共ますと区別する目的で、「工場排水」と表示する。（図4、5）

6 監視ます等の設置費用等

(1) 処理区内の事業場

同一の取付管で工程排水及び生活排水を排出する事業場に対しては、生活排水による希釈を防止するため、排水系統の分離作業を行う。

ア 工程排水を単独で下水接続する場合及び排水系統の分離が困難な場合は、監視ますのみ公費で設置する。

イ 工程排水を分離し、工程系の取付管及び監視ますを新設する場合は、官有地側の取付管及び監視ますは公費で設置する。

ウ 生活排水を分離し、生活系の取付管及び監視ますを新設する場合は、官有地側の取付管及び監視ますは公費で設置する。

エ 生活排水を分離し、生活系の接続ますと取付管及び監視ますを新設する場合は接続ます、取付管及び監視ますは公費で設置する。この場合、接続ますの設置は1か所

とする。

なお、イ、ウの場合、民有地側の取付管の設置及び管の撤去等は私費で行う。

また、エの場合、接続ますまでの排水設備工事及び管の撤去等は私費で行う。

(2) 今後下水道が整備される区域の事業場

監視ますは原則として一か所とし、設置は公費で行う。なお、事業場に対し工程排水は極力一系統にまとめるよう指導する。

(3) 事業場の廃止等による監視ますの撤去

事業場の廃止等により、監視ますが不要になった場合は、公費で監視ますの撤去等を行う。

7 対象事業場名簿等

(1) 処理区内の事業場

半期毎に、「監視ます等設置必要事業場名簿」(様式2)を水・土壌環境課が作成し、該当事業場の所在地を所管する土木事務所(以下「所管土木事務所」という。)に「監視ます等設置必要事業場名簿送付書」(様式1の1)により名簿を送付し、設置工事を依頼する。同時に、管路保全課へ「監視ます等設置必要事業場名簿送付書」(様式1の2)により名簿を送付する。

所管土木事務所は工事終了後、「監視ます等設置完了事業場名簿」(様式4)を作成し、随時、水・土壌環境課へ「監視ます等設置完了事業場名簿送付書」(様式3の1)により名簿を送付する。

水・土壌環境課は内容を確認し、管路保全課へ「監視ます等設置完了事業場名簿送付書」(様式3の2)により名簿の写しを送付する。

(2) 今後下水道が整備される区域の事業場

「監視ます等設置必要事業場名簿」(様式2)を水・土壌環境課が作成し、随時、管路整備課へ「監視ます等設置必要事業場名簿送付書」(様式1の1)により名簿を送付し、設置工事を依頼する。管路整備課は工事終了後、「監視ます等設置完了事業場名簿」(様式4)を作成し、随時、「監視ます等設置完了事業場名簿送付書」(様式3の3)により水・土壌環境課へ送付する。

(3) 事業場の閉鎖等による監視ますの撤去

「監視ます等設置不要事業場名簿」(様式6)を水・土壌環境課が作成し、随時、所管土木事務所へ「監視ます等設置不要事業場名簿送付書」(様式5の1)により名簿を送付し、監視ますの撤去等を依頼する。同時に、管路保全課へ「監視ます等設置不要事業場名簿送付書」(様式5の2)により名簿を送付する。

監視ます撤去等の工事完了報告については「監視ます等設置完了事業場名簿」(様式4)を準用する。

8 監視ます等の設置に伴う責任範囲

監視ます等の設置に伴う官有地に関する責任は、すべて横浜市が負う。

9 維持管理

監視ます等の維持管理は横浜市が行う。

10 その他

この領域で対応できない事例については、その都度、関係部局と協議を行う。

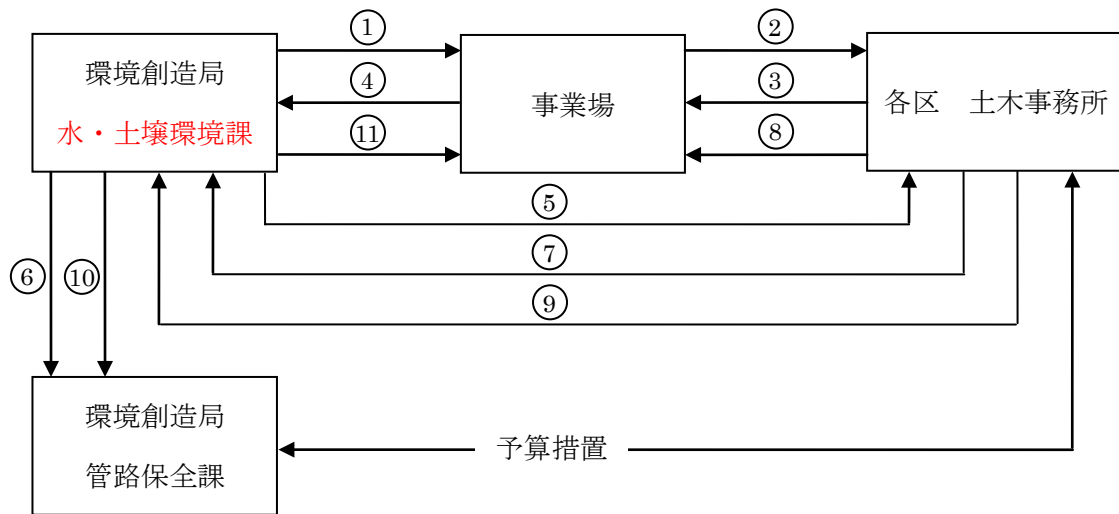
付則

この要領は、平成4年6月1日から適用する。

付則

この要領は、平成11年2月1日から適用する。

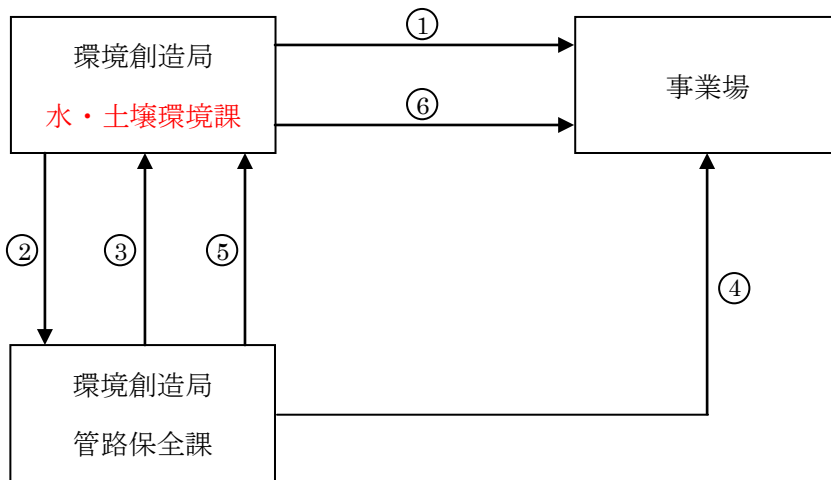
監視ます等設置業務フローシート I (処理区域内)



- ① 現地調査・排水系統の分離指導等
- ② 排水設備計画確認申請書（以下「確認申請」という。）（正副）
- ③ 確認申請書（副）
- ④ 確認申請書（副）の鑑及び配置図（写し）
- ⑤ 監視ます等設置依頼（様式1の1、様式2により、事業場名簿及び確認申請書（副）の鑑及び配置図（写し）の送付）
- ⑥ 事業場名簿の送付（様式1の2、様式2により⑤に準じて行う。）
- ⑦ 設置場所及び施工についての確認
- ⑧ 監視ます等の設置工事施工
- ⑨ 工事完了報告（様式3の1、様式4により設置工事完了事業場名簿の送付）
- ⑩ 工事完了報告（様式3の2、様式4により設置工事完了事業場名簿の送付）
- ⑪ 監視ます等設置状況確認

※ 監視ます等の廃止についても、上記フローシートに準じ様式5の1、様式5の2様式6により行う。

監視ます等設置業務フローシートⅡ（これから整備される区域）



- ① 現場調査・排水系統の分離指導等
- ② 監視ます等設置依頼（様式1の1、様式2により、事業場名簿の送付）
- ③ 設置場所及び施工についての確認
- ④ 監視ます等の設置工事施工
- ⑤ 工事完了報告（様式3の3、様式4により設置工事完了事業場名簿の送付）
- ⑥ 監視ます等設置状況確認

第4節 罰 則

1 下水道法における罰則

- (1) 公共下水道の施設を損壊又は施設の機能に障害を与えて下水の排除を妨害した者
—— 法第 45 条
- (2) 公共下水道の施設を操作し、下水の排除を妨害した者
—— 法第 45 条
- (3) 公共下水道管理者の監督処分命令に違反した者
—— 法第 46 条
- (4) 下水排除制限の規定に違反した者
—— 法第 46 条の 2
- (5) 土地の立入り又は一時使用（法第 32 条第 7 項）を拒み又は妨げた者
—— 法第 47 条
- (6) 特定施設の設置届（法第 12 条の 3 第 1 項）又は計画変更届（法第 12 条の 4）をせず、又は虚偽の届出をした者
—— 法第 47 条の 2
- (7) 処理区内のくみ取便所を水洗便所へ改造する命令に違反した者
—— 法第 48 条
- (8) 使用開始等の届出（法第 11 条の 2）又は特定施設に関する届出（法第 12 条の 3 第 2 項、第 3 項）をせず、又は虚偽の届出をした者
—— 法第 49 条
- (9) 特定施設の実施の制限（法第 12 条の 6 第 1 項）に違反した者
—— 法第 49 条
- (10) 水質の測定義務等（法第 12 条の 11）による記録をせず、又は虚偽の記録をした者
—— 法第 49 条
- (11) 排水設備等の検査（法第 13 条第 1 項）を拒み、妨げ又は忌避した者
—— 法第 49 条
- (12) 報告の徴収（法第 39 条の 2）による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
—— 法第 49 条
- (13) 法人又は法人の代表者若しくは人の代理人、使用人その他従業員が、法人又は人の業務に関して前記の(2)～(6)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。（両罰規定）
—— 法第 50 条

2 横浜市下水道条例における罰則

- (1) 一般下水道に対する監督処分命令に違反した者
—— 条例第 35 条
- (2) 指定工事店以外の者で、排水設備の新設等の工事及び処理区域内における水洗便所改造工事を行った者
—— 条例第 36 条
- (3) 処理区域内におけるし尿浄化槽の廃止命令に違反した者
—— 条例第 37 条
- (4) 前記(1)～(3)の罰則については、両罰規定であります。
—— 条例第 38 条
- (5) 排水設備の計画の確認（条例第 4 条、第 14 条第 2 項）による確認を受けないで排水設備の新設等を行った者
—— 条例第 39 条
- (6) 除害施設等の新設等の届出（条例第 7 条第 1 項）、除害施設等の工事の完了の届出（条例第 7 条第 2 項）、除害施設等管理責任者の選任の届出（条例第 9 条第 2 項）、下水道使用料の算定基礎となる事項の異動の届出（条例第 21 条第 2 項）をせず、又は虚偽の届出をした者
—— 条例第 39 条
- (7) 除害施設等の維持管理の業務を怠った者（条例第 9 条第 1 項）
—— 条例第 39 条
- (8) 水質の測定等（条例第 11 条）による記録をせず、又は虚偽の記録をした者
—— 条例第 39 条
- (9) 除害施設等の設置者からの報告の徴収等（条例第 12 条）又は公共下水道の利用者からの報告の徴収等（条例第 21 条第 1 項）を拒んだ者、怠った者、虚偽の報告をした者、虚偽の資料を提出した者
—— 条例第 39 条
- (10) 汚水の水質等の申告及び認定による申告をせず又は虚偽の申告をした者
—— 条例第 39 条
- (11) 詐欺その他不正な行為により、下水道使用料の徴収を免れた者
—— 条例第 40 条